

(仮称) 多賀城跡ガイダンス施設映像・情報コンテンツ制作及び環境整備
業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

多賀城は、神亀元年（724）大野東人によって創建され、11世紀の中頃に終焉を迎えるまで、古代東北地方の政治・軍事の中心としての役割を果たしました。現在では「特別史跡多賀城跡附寺跡」に指定され、豊かな緑とともに保存され、本市を象徴する歴史資源となっている。

本業務は、およそ1300年前に栄えた古代都市多賀城を再現したCG映像や多賀城南門復元等に関するデータを活用したデジタルコンテンツ等に関する映像制作とこれらが視聴できる機器一式を整備することを目的としている。

特に、現在では実際に見ることができない多賀城跡の世界観をVR（仮想現実）で疑似体験できる映像制作や情報量が多いコンテンツ（文化財、観光施設・飲食店）を効果的に発信するためフォトギャラリーサイネージによる情報を発信に力点をおいている。

また、制作するデジタルコンテンツによる魅力情報発信は、リアル展示（復元した多賀城南門や多賀城政庁）に誘うことによるハイブリッド効果が期待できることから、新たな関係人口の獲得、観光周遊の拡大につなげることを目的としている。

委託事業者の選定にあたっては、デジタルコンテンツ制作や情報発信の整備に実績があり、ノウハウが蓄積された事業者から提案を受け、本事業を委託するのに最もふさわしい事業者を総合的に評価するためプロポーザル方式により実施する。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

(仮称) 多賀城跡ガイダンス施設映像・
情報コンテンツ制作及び環境整備業務

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 多賀城跡ガイダンス施設映像・情報コンテンツ制作及び環境整備業務委託仕様書」には、業務委託に係る基本的な事項を示している。

なお、業務仕様等に関するデータ（建物内部の展示配置、動画コンテンツ及び視聴機器の仕様）については、参加を検討している申込者（応募資格等を有する）に限り提供する。データ提供申込及び誓約書（様式6）を提出したのに対してのみ電子メール又は電子媒体等で送付する。

また、データ送付は「募集要領の公表から質問への回答」までの期間とす

る。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月25日（火）まで

(4) 業務委託費上限額（予定金額）

70,664,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格要件

参加資格を有する者は、入札期日において次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てをしていないこと。
- (3) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同法第2条第6号に規定する暴力団員等に該当しない者であること。
- (5) 本プロポーザルへの申込時点で、多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（令和3年多賀城市告示第47-6号）に定める指名停止及び指名回避の措置を受けていないこと。
- (6) 本業務の円滑な遂行に必要な関連知識や企画能力を有すること。
- (7) 宮城県内に本支店又は営業所を有しており、必要に応じて担当者が多賀城市に来ることができること。

4 実施手順

本プロポーザルは、参加申込書類による参加資格要件の審査、企画提案書等に基づく選定委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）による審査により、優先契約候補者1者を選定する。

公募から委託事業者決定までの実施手順（概要）は、次のとおり

実施内容	実施月日
① 募集要領の公表	令和6年 7月 8日（月）ホームページに掲載
② 質問書の提出期限	令和6年 7月12日（金）午後3時まで

③ 質問への回答	令和6年 7月18日(木) ホームページに掲載
④ 参加申込書の提出期限	令和6年 7月23日(火) 午後3時まで
⑤ 参加資格審査結果の通知	令和6年 7月25日(木) までに通知
⑥ 企画提案等の提出期限	令和6年 8月 9日(金) 午後3時まで
⑦ 選定委員会	令和6年 8月22日(木) 詳細は別途通知
⑧ 審査結果の通知	令和6年 9月上旬を予定
⑨ 契約締結	令和6年 9月上旬を予定

5 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

令和6年7月8日(月) から同月12日(金) まで

ただし、受付期間最終日の令和6年7月12日(金) は午後3時まで

(2) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(3) 受付方法

質問書(様式1)に質問内容を記載の上、電子メールにより提出すること。

(4) その他

質問に対する回答は、質問があった場合のみ、令和6年7月18日(木) までに多賀城市ホームページに掲載する。

6 参加申込受付

(1) 受付期間

令和6年7月8日(月) から同年7月23日(火) まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和6年7月23日(火) は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 申込書兼誓約書(様式2)(代表者印を押印のこと) 1部

イ 代表者印鑑証明書 1部

ウ 履歴事項全部証明書 1部

エ 国税及び地方税に未納がないことを証する書類 1部

※「直近1年分」かつ申込前1か月以内に発行されたものであること(支店等が本業務を受託する場合の地方税に関する証明書は、下記のとおり本店及び支店の両方について証明書が必要となる。)

(ア) 本社の所在地である都道府県及び市町村

(イ) 支店等が受託する場合は、支店等の所在地である都道府県及び市町

村

オ 暴力団排除に係る誓約書（様式3）（代表者印を押印のこと） 1部

カ 会社概要（任意様式） 1部

※本店、支店及び営業所の所在が記載されているもの。パンフレット可

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 申込方法

上記(4)に持参又は郵送（期限内必着）により提出すること（電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。）。

(6) その他

参加申込後に参加を辞退する場合は、企画提案書等提出期限までに、辞退届（任意様式）を持参又は郵送により提出すること。

7 企画提案書等の受付

(1) 受付期間

令和6年8月5日（月）から8月9日（金）まで

(2) 受付時間

午前9時から午後5時まで

ただし、受付期間最終日の令和6年8月9日（金）は午後3時まで

(3) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式4） 正本1部、副本5部

イ 企画提案書（任意様式） 正本1部、副本5部

ウ 参考見積書（様式5） 正本1部、副本5部

エ 参考見積内訳書（任意様式） 正本1部、副本5部

オ その他参考資料 正本1部、副本5部

※企画提案書については、別紙「(仮称)多賀城跡ガイダンス施設映像・情報コンテンツ制作及び環境整備業務委託企画提案書作成要領」を基に作成すること。

(4) 受付先

「12 問合せ先」に記載のとおり

(5) 受付方法

上記(4)に持参又は郵送（期限内必着）により提出すること（電話、FAX、電子メール等による受付は行わない。）。

(6) その他

ア 上記(3)エには、(3)ウの内訳を記載すること。

イ 書類一式（正本、副本）をファイリングして提出すること。

ウ 受付後、書類一式（PDFに変換）を電子メール又は電子媒体等により提出すること。

8 申込み及び企画提案の無効

- (1) 上記3に定める参加資格要件を満たさない者が提出した提案は、無効とする。
- (2) 申込みに必要な書類等が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ア 提出期限、提出場所、提出方法等に適合しないもの
 - イ 企画提案書の内容が、当該実施要領に定める要件に適合しないもの
 - ウ 記載又は押印すべき事項について、記載又は押印がないもの
 - エ 記載すべき事項以外の事項が記載されているもの（自由提案を除く。）
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 審査の透明性・公平性を害する行為があった者が提出した提案は、無効とする。
- (4) 前3号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為があった者が提出した提案は、無効とする。

9 審査

(1) 参加資格要件の審査及び結果の通知

参加申込書類により、本プロポーザルへの参加資格の有無を審査する。

参加資格要件の審査結果は、令和6年7月25日（木）までに応募者全員に本人の結果のみを電子メールで通知する。

(2) 選定委員会

次のとおり選定委員会を開催し、優先契約候補者1者を選定する。

ア 日時及び会場

令和6年8月22日（木）

多賀城市役所5階 北庁舎502会議室（予定）（詳細は別途通知）

プレゼンテーション等の順番は、本市で決定するものとする。

イ 出席者

提案者1者につき、本委託業務の主な担当者等を含め3名以内とする。

ウ 選定委員会の内容

(ア) 時間

提案者1者につきプレゼンテーションは20分以内、ヒアリングは20分程度を目安とする。

(イ) 内容

選定委員会の内容は、次のとおりとする。

なお、詳細については、参加者宛て別途通知する。

- a 企画提案書等に基づくプレゼンテーション
- b ヒアリング（質疑応答）

No.	評価項目		配点	傾斜配分（係数）	満点
1	実績	類似業務の実績に関する事	10		10
2	理解	業務目的の理解に関する事	10		10
3	遂行	業務実施体制に関する事	10		10
4		業務進行管理に関する事	10		10
5	企画	提案の実現性に関する事	10	配点×1.5倍	15
6		魅力ある提案に関する事	10	配点×1.5倍	15
7	価格	妥当性・経済性に関する事	10	配点×3.0倍	30
合 計					100

(ウ) 評価項目及び配点

企画及び価格について傾斜配分を行い評価項目合計で 100 点とする。
また、企画提案者の知識、経験等を活用し、当該業務が本市の要求事項以上に最大限の成果を上げるための企画提案を行うこと。

なお、審査評価項目及び配点は、別表 1 のとおりとする。

エ 準備物

プロジェクター、スクリーン、電源コンセントは市で用意することとし、プレゼンテーションに必要なパソコンその他物品等は提案者が用意することとする。

なお、パソコンとプロジェクターの接続規格は、HDMI で接続するので、それに適合するパソコン等を用意すること。

オ 審査の方法

選定委員会の各委員が評価を行い、所定の基準を超える企画提案について委員全員の点数総計の高い順に順位を付け、1位の提案者を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、企画項目の評価点の合計が最も高い者とする。また、企画項目の合計点が複数いる場合は、提案金額の最も安価な者とする。

カ 審査結果の通知

審査の結果については、選定委員会参加者全員に本人の順位のみを書面で通知する。

(3) その他

審査の結果、ふさわしい企画提案がない場合は、該当者なしとする場合があ

り、再度選定の機会を設ける場合がある。

1 0 契約及び協議

市は、審査の結果を基に優先契約候補者と業務内容、契約金額等について協議し、協議が整ったときは、多賀城市契約規則（平成8年多賀城市規則第16号）に基づき速やかに契約を行うものとする。

なお、協議が整わない場合は、審査結果の上位者から順に同様の協議を行うものとする。

1 1 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類の返却は、行わないものとする。
- (3) 提出期限後の書類の追加、差替え及び再提出は認めないものとする。
- (4) 選定結果に対する問合せ及び審査結果に対する異議申立ての受付は、一切行わないものとする。

1 2 問合せ先

〒985-8531

宮城県多賀城市中央二丁目1番1号

多賀城市教育委員会事務局文化財課（庁舎5階）

TEL 022-368-5094（直通）

FAX 022-309-2460

E-mail bunkazai@city.tagajo.miyagi.jp